

医療従事者 (日高の保健所調べ) 昭和四二年版

人口十萬村	医師数	歯科医	薬剤師	看護婦	准看護婦	助産婦	保健婦
全道	八六・四	二七・〇	四八・三	一一九	一一二	二〇	一六
管内	五二・五	二〇・〇	二二・六	六三	七九	二五	二一

(日高の公衆衛生)

日高管内医療施設・従事者数 S 四四・一二・三一

	病 院	診療所	ベツト数	医 師	歯科医師	薬剤師	看護婦	助産婦	保健婦
	総数	公立	その他	一般	齒科				
日高支庁	一一	六	六	四一	一八	二、四一八	六四	二〇	二九
日高町	一	一	一	一	一	四七	三	一	二
平取町	一	一	一	四	二	一一五	五	二	七
門別町	三	一	二	五	四	二三八	一	二	一七
新冠町	一	一	一	四	一	七九	三	四	九
静内町	三	一	二	一〇	四	三〇一	一四	五	二
三石町	一	一	一	三	二	八〇	四	二	六
浦河町	一	一	一	七	三	四一〇	一七	三	二
様似町	一	一	一	三	一	二二六	三	八	七五
えりも町	一	一	一	四	一	三三	三	二	五

北海道市町村勢要覧による

浦河町においては日赤総合病院が中心病院としての役割を果たしているが、静内以西には中心病院が欠如している現状である。

一一 通信網

1 郵便

大正時代以降管内において開設された郵便局は、先ず大正三年九月、幌泉町字えりも郵便局である。昭和に入ると、通信事務が次第に輻湊して管内各町村に次々と郵便局が設立されていった。

昭和二年荷負、春立に郵便取扱所が設立されたが、前者は昭和七年、後者は昭和八年に三等郵便局に昇格した。昭和十年三石・浦河間に鉄道が開通すると、郵便物は鉄道便により運送した。昭和十一年幌満郵便局と野深郵便取扱所が開設された。十二年浦河・様似間の鉄道が開通し、日高線は全通を見たので、西小牧・様似間の各郵便局は鉄道受渡所に指定された。この年荷負局は電信電話の取扱を開始し貫気別郵便局が開設され、高江郵便局取扱所が村の請願で開設した。(十三年郵便局に昇格、二十六年新冠郵便局と改称)

十三年前記の幌満局は電信電話を併設してその事務を開始、野深は郵便局と改称した。

同年振内郵便局、豊畑郵便取扱所がともに開設された。十四年には門別町庫富、十六年三石町富沢、様似町鶴苦、十七年浦河町堺町十八年東様似、二十年無集配局日東(仁世宇)二十一年豊郷、二十三年清島、新冠町新和と次々に郵便局が開設された。

なお二十年一月に浦河局は普通郵便局に昇格し、その後四十一年静内郵便局が普通郵便局に昇格管内に二局となった。

昭和二十四年六月、電気通信省設置に伴い、従来の逓信省は郵政、電通の二省に分割され、これに関連して浦河郵便局は郵便のみの取扱をすることとなった。この分離は明治十八年以来、五十有余年にわたる逓信省が解体された画期的なものである。

昭和二十五年十月指定局制度が実施されたため、浦河郵便局は三石以東十五指定郵便局の会計給与及び統計事務を取扱うこととなった。

同年十一月、平取町字シウラ簡易郵便局が設立された。

また、新冠御料牧場の開放に伴い、戦後僻地に入植した開拓移民のために郵便事務を行うことを目的として、次の簡易郵便局が、何れも新冠町の各部落に設立された。昭和二十四年日高泉、二十五年万世、二十六年太陽、三十三年日高朝日の各局がそれである。

2 電信電話

大正以後の電信電話については、大正元年門別町に市内電話が開通し、大正四年浦河町に電話が設置された。浦河郵便局において通話事務、交換事務取扱を開始したのは大正八年三月で、当時電話加入者は三十八名であった。同時に荻伏局も公衆電話事務を開始した。

大正七年高江、十年免舞、歌笛、平取、十二年西舎の各郵便局が電信事務取扱を開始、

大正十年には様似郵便局に電話が開通、十二年交換台を設置して市内通話を開始した。十四年厚賀に電話が通じ、同年静内、十五年東静内局で通話事務を取扱った。当時の静内の加入者は四十二人であった。

昭和元年三石村に電話開設、二年御園局で電報・電話事務開始、三年えりも市街に電話架設、四年電話通話事務開始を西舎局が、平取局は市外電話を取扱い同年右左府（現日高町）郵便局に電信が設備された。

昭和八年えりも燈台に無線電信（方位信号）が設けられた。この年歌笛市内電話交換事務が開始、荻伏に電話が開通した。荻伏郵便局が電話交換を始めたのは昭和十年九月で電話加入数十六、同年御園局も電話交換事務をはじめた。昭和十二年免舞郵便局（昭和十四年から本桐郵便局と改称）内に電話が開設され同年荷負局、十四年野深局が電信、電話の事務取扱をはじめた。

昭和二十四年六月、郵政、電気通信の二省に分割されるとそれに伴い浦河町に浦河電気通信管理所と（日高管内の電信電話の指導監督機関）浦河電報電話局が設置され、電通省に所属するにいたった。

昭和二十七年、浦河電報電話局は八十年の伝統を破って電気通信省より（官営事業）日本電信電話公社に（公共企業体）移行その現業機関となった。電報電話は、敏速にして正確であることが望ましいが、こうした一般の要望に対し未だ期待に添え得ない状況にあるため、その根本的解決を図る意図に外ならない。

同年内部機構の改革により浦河電気通信管理所は廃止され、浦河電報電話局に新たに局長が置かれた。

同年十一月二十七日、浦河電報電話局庁舎が新築され、敷地一六九・一坪、建坪六五・三四坪、延坪一四九・七四坪である。

昭和二十九年には静内電報電話局庁舎が新築落成して完全に独立し、昭和三十四年、浦河無線中継所新設、浦河・札幌間電信電話の回線が増強された。

昭和三十七年、浦河電報電話局新局舎着工、三十八年十月完成、三十九年七月開局、その規模日高管内随一を誇る豪華版で最新式の設備が施されていり、かくして電話事情は大きく改善された。

昭和四十四年、えりも電信電話局舎新築、四十五年八月より自動式通話に改まった。

こうして日高の郵便、電信電話と通信事業は年と共に開発されて地域住民に大きく便利を与えている。

日高管内通信 S 四五・三・三一

	普通		特定局		簡易	通信局		開通電話數
	集配局	集配	無集配	郵便局	直營局	委託局		
日高支庁	二	二四	一〇	一四	五	二〇	一〇、八八七	
日高町		一		一		一	六二七	
平取町		四		一		三	九三八	
門別町		三	三			三	一、八九二	
新冠町		二	一	四		一	七四〇	
静内町	一	三	一	三	一	二	二、四六八	
三石町		三	一	一		三	四七九	
浦河町	一	二	二	三		一	二、四三七	
様似町		二	二		二	二	八〇五	
えりも町		四		一		四	五〇一	

（拠 北海道市町村勢要覧）

一一一 警防と法務

1 警防

大正二年五月二十二日庁令第四十五号を以て幌泉警察分署が廃止され、同年六月一日幌泉巡査部長派出所となり、さらに大正十二年六月一日下々方警察分署は静内警察署と改称（創設）されて浦河警察署より独立した。

幾多の変遷を重ねた浦河警察署の管轄区域は三石郡以東の日高国四郡（三石・浦河・様似・幌泉）静内警察署は静内郡以西の三郡

委託局（電信・電話事務を全面的に委託されている）

電話交換局、通話局、電報受付配達局、電報受付無配達局）

(静内・新冠・沙流)に限定されるに至って安定したが、大東亜戦争の終結が、必然の要求として警察制度の大改革となり、警察組織の構成は、浦河・静内警察署は昭和二十二年三月七日浦河地区警察署(国警)、浦河町警察署(自治体)に二分され、浦河地区警察署は三石村、様似村、幌泉村および浦河町荻伏村の一町四ヵ村を管轄区域とし、浦河・静内町警察署は浦河署長警部大笹久雄、静内署長警部千葉一郎がそれぞれ治安維持に当るに至った。

さらに浦河地区警察署はその外郭団体として沿岸警備のため昭和二十五年十一月二十日えりも監視哨を設置し、坪数一二・五坪、工費一四七、〇〇〇円初代監視哨長は橋本末太郎であった。昭和二十九年六月三十日付国家地方警察、浦河地区警察署及び自治体浦河町警察署は当日を以て改正警察法の施行により、北海道警察に統合され七月一日より暫定措置として同一名称により八月末日までを自署とし、従来の管轄区域によって再発足し、昭和二十九年九月一日北海道警察浦河警察署として完全に一本化された。この場合の管轄区域は浦河郡浦河町、同郡荻伏村、様似郡様似町、幌泉郡幌泉村の二町二村である。

静内は町議会の議決により二十八年一月自治体静内警察を廃止し、昭和三十一年九月三十日より地方自治法第七条第一項の規定により荻伏村を廃しその区域が浦河町へ編入されたので、その管轄区域は二町一村となりその後昭和三十四年一月一日より幌泉村は町に昇格した。

2 法務

大正四、一、一 札幌地方裁判所浦河支部 札幌地方検察庁浦河支部 浦河家庭裁判所浦河支部 札幌法務局浦河支部
同四、四、一 一般町村制施行により浦河町となる

大正八、七、一 様似出張所の開設により登記管轄、様似郡を同出張所に転属

大正二、四、一 大正十年法律第六十九号(供託法の一部改正)により供託事務取扱開始

昭和八、八、四 法務局静内出張所(旧札幌区裁判所静内出張所)庁舎建設、浦河地区裁判所静内出張所と改称

昭和三、五、三 札幌司法事務局浦河出張所として裁判所より独立分離し(昭和二十二年司法省令第四十四号)登記、戸籍、供託の事務及び司法書士に関する事務の取扱開始。

昭和三、五、三 裁判所法施行に伴い浦河地区裁判所及び裁判所検事局は廃止された。前者は下級裁判所の設立及管轄区域に関する法

律(昭和二三、四、一七、法律第六十三号)の施行に基づき浦河簡易裁判所及び静内簡易裁判所となり、その管轄

区域(前者は浦河郡・三石郡・様似郡・幌泉郡、後者は沙流郡一円、静内・新冠の五ヵ町村)と定められた。さらに裁判所法施行令第七条により裁判所法第三十一条第一項規定の地方裁判所支部が設けられるまで、札幌地方裁判所浦河支部が設けられたものとされた。後者は検察庁法施行によって札幌地方検察庁浦河支部となり、その下級として浦河検察庁、静内区検察庁が同時に設置された。その管轄区域(前者は三石・浦河・様似・幌泉の四郡一町四ヶ村、後者は沙流、静内・新冠三郡五ヶ町村)である。

昭和三、一、一 地方裁判所支部設置規則の施行により札幌地方裁判所浦河支部が設置され、浦河簡易裁判所及び静内簡易裁判所の管轄区域と定められ現在に至る。

家事審判法の施行により浦河家事審判所が設置され管轄は右と同じである。

昭和三、二、六 検察審査法により浦河検察審査会が設置された。

昭和四、一、一 裁判所法の一部を改正する等の法律の施行により浦河家事審判所は廃止となり、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則第一条に基づき、札幌家庭裁判所浦河支部が設置された。

昭和四、六、一 札幌法務局浦河支局と改組し(昭和二十四年法律第百三十六号)同時に訟務、人権擁護の事務を担当することとなった。

昭和五、八、一 土地台帳、家屋台帳に関する事務の移管を受けた。

昭和七、七、一 住民登録に関する事務取扱開始(昭和二十六年法律二一八号)寄留に関する事務取扱廃止

昭和六、三、三 法務局浦河支局の独立庁舎新築落成

昭和六、七、一 浦河地区検察庁庁舎新築落成、裁判所庁舎より移転した。

昭和三、八、一 登記所管轄区域変更、三石登記所管轄区域の東別地区域を静内登記所区域に編入。

昭和三、九、三 登記簿改正(バーンダー化)作業完了。

昭和三、三、三 法務局庁舎の全面改築

昭和四、四、三 静内登記所落成

昭和七、四、一 登記簿・台帳一元化指定、作業着手、
 昭和五、三、三 土地台帳、家屋台帳事務取扱廃止
 昭和四、二、三 法務局庁舎地震災害により改築

浦河入権擁護委員協議会

協議会は昭和二十六年六月三十日、日高管内各町の人権擁護委員により構成され、浦河町堺町に設置された。委員は国民の基本的
 人権、社会権、参政権を擁護するために市町村、特別区に置かれていた委員であつて、市長村長が市町村議会の意見をきき、社会事
 業家、教育者、弁護士等の中から適格者を推せんし、法務大臣がこれを委嘱することになっている。主なる仕事は人権思想の普及、
 人権侵犯事件の調査、報告、貧困者の訴訟援助などで、昭和三十八年には、人権侵犯事件が村八分など約七千件が発生しているが、
 これは我が国に於て人権尊重の伝統が確立していないことを物語るものであつて、それだけに委員の存在意義は大きいものがある。

一三 十勝沖地震と建設の意欲

1 昭和二十七年三月の大地震

昭和二十七年三月四日、午前十時二十三分、突如として異常な震動が本道全域をゆさぶつた。えりも岬東方十勝沖が震源であつた
 ため、日高地域の激動は物凄く、とくに浦河町附近とその南方沿岸は震度六度という烈震で、その被害は最大のものであつた。
 加えて、小規模ながら津波の発生、新冠の小山状の隆起などが伴つた。
 以下十勝沖震災誌によつて日高関係分を摘録して見よう。

住宅の被害

罹災戸数五、五〇七、罹災人員二四、七九四、被害額一、四三七、五三九千円。

農業の被害

主なるものは農業施設として井堰四カ所、水路八カ所八八〇・一畝、暗渠二二〇、八二〇畝であるが、管内で荻伏村最大、農家住宅
 および納屋罹災戸数住宅一八〇、納屋二〇八、農機具大中小合せて六五九台、畜舎八四戸、サイロ三六基。
 林業の被害

地質の軟弱な地盤と震源地に近いことから、海岸線に近い民有林は被害が甚大で、一般に奥地にある国有林は比較的少くただ林道
 の崩壊があつた。

水産業の被害

津波による漁船の激突で一六二隻の被害、蛸空釣漁業を中心に、刺網ならびに延縄漁業が着業の直後であつたことと、出漁日和が
 続いていた関係で投網漁具の流失が予想外に大きかつた。さらに養殖施設は壊滅の危機に瀕し、特に昆布礁の被害が大きく、浅海の
 宝庫を荒廃させた。こうして着業不能戸数は一六四戸を数え、災害の生産におよぼした影響は極めて大きかつた。

商工鉱業の被害

地域の資源を主原料とする木材工業、農産水産加工等の諸産業の発展に伴い商業も活況を呈して来た矢先だけに、商工業の損失は
 大きな痛手だつた。商業関係では店舗の損壊一八二件、商品の被害四六、四〇〇千円。

工業関係被害工場数三〇で総工場の二十九%。

鉱業関係七件 被害額一五、四六〇千円。

電力関係の被害

日高線の送電障害ならびに浦河・厚賀の変電所に事故発生。

保健厚生施設被害

浦河保健所の被害最大、殆んど建物は全壊。内部施設も全滅に近かつた。日赤浦河病院の建物、内部施設の被害も莫大、又各町の
 病院・医院・診療所も相当の被害を受け、厚生面でも児童福祉施設の被害が目立つた。

土木施設の被害

被害総括表 単位千円

建設部名 又は 現業所名	河川	道路	橋梁	海岸	港湾	上水道	街路側溝	計
室蘭	三、九四	六、八四	一、三	七、六	五、二	二〇	六、三	一六、二
被害金額	簡所被害金額	簡所被害金額	簡所被害金額	簡所被害金額	簡所被害金額	簡所被害金額	簡所被害金額	簡所被害金額